

平成 29 年 8 月 4 日（金）
愛知県環境部自然環境課
野生生物・鳥獣グループ
担当 大橋、石原
内線 3068、3098
ダイヤル 052-954-6230

名古屋港管理組合
港営部港営課
担当 米津
ダイヤル 052-654-7871
総務部危機管理課
担当 清水
ダイヤル 052-654-7813

名古屋港におけるヒアリの確認について

本日午後 1 時 30 分に、環境省中部地方環境事務所から、平成 29 年 8 月 2 日（水）に弥富市において事業者により発見されたアリについて、専門家による種の同定の結果、8 月 4 日に特定外来生物であるヒアリ（*Solenopsis invicta*）と確認されたとの連絡がありましたので、お知らせいたします。

当該ヒアリは、中国・廈門（アモイ）港より出港した貨物船にて、名古屋港鍋田ふ頭（弥富市）で陸揚げされ、陸路にて同港飛島ふ頭（飛島村）の事業者敷地に運ばれた後、鍋田ふ頭に戻されたコンテナ（1 個）内より発見されたものです。

発見時に確認された個体については、すでに全て殺虫処理されていますが、確認地点付近やコンテナが一時的に留め置かれた地点周辺では、中部地方環境事務所において、名古屋港管理組合等と協力してベイト剤等を設置しています。

1 経緯等

- 7 月 10 日 中国・廈門（アモイ）港からコンテナを積載した貨物船が出港。
- 7 月 12 日 弥富市の名古屋港鍋田ふ頭に入港。当該コンテナを陸揚げ後、7 月 28 日までコンテナターミナルで保管。
- 7 月 28 日 陸路にて鍋田ふ頭から飛島村内の運送事業者敷地内へ移動し荷物を搬出。
- 7 月 31 日 当該コンテナを、鍋田ふ頭に返却。
- 8 月 2 日 当該コンテナのメンテナンス作業を行うため、コンテナを開けたところ、内部に約 20 個体のアリを発見。運送事業者が中部地方環境事務所に通報。中部地方環境事務所職員は運送事業者に、発見した個体をすべて殺虫処分すること、過去に当該コンテナが留め置かれた場所及び当該コンテナ周辺にベイト剤及びトラップを設置することを指示。

中部地方環境事務所が運送事業者から入手したアリを詳細に確認した結果、ヒアリである可能性が高かったため、専門家に同定のためサンプルを送付。事業者はベイト剤等を設置するとともに、当該コンテナを密封し、燻蒸消毒を実施。

- 8月3日 事業者、名古屋港管理組合、中部地方環境事務所が当該コンテナを確認したところ、当該コンテナ内部で約80個体のアリの死骸を発見したことから、中部地方環境事務所が事業者にベイト剤、トラップを設置するように指示。
- 8月4日 専門家によりサンプルがヒアリであることを確認。

2. 今回の確認されたヒアリについて

確認されたヒアリは、中国から輸入された貨物コンテナの中で、約100個体が発見されました。現段階では陸揚げした鍋田ふ頭のコンテナターミナル及び飛島ふ頭の事業者敷地周辺から発見情報はありません。環境省は、現時点ではヒアリが鍋田ふ頭及び飛島ふ頭内の当該地域周辺に定着し、繁殖している可能性は低いと考えています。

3. 今後の対応

県環境部と名古屋港管理組合は、中部地方環境事務所、市町村と連携を図り、ヒアリの侵入の水際での防除に万全を期していきます。

県ではWebページによりヒアリに係る注意喚起を行うとともに、環境部自然環境課に県民の皆さまからの問合せ窓口を設け、情報収集を行います。

また、引き続き、鍋田ふ頭を始めとする名古屋港の全コンテナターミナルの調査を行うとともに、港湾関係者への注意喚起等を行います。

4. 周辺住民等の皆様へ

(1) 注意点について

- ・ヒアリを刺激すると刺される場合があります。
- ・ヒアリが生息している可能性があるような場所（緑地帯の土や芝生の土等）には安易に手をいれないようにしてください。
- ・ヒアリと疑われるような個体や巣を見つけた際は、刺激（アリを踏もうとしたり、巣を壊したり等）しないでください。

(2) 刺されたときの対応について

- ・まずは安静（20～30分程度）にし、容体が急激に変化することがあれば、最寄りの病院を受診してください
- ・受診の際は、「アリに刺されたこと」「アナフィラキシー（重度のアレルギー反応であること）の可能性のあること」を伝えてください。

※ヒアリは強い毒を持つため、生きた個体を素手で触らないようにしてください。

【写真】今回発見されたヒアリ



【地図】今回ヒアリが確認された場所

